

# バス協だより

平成24年2月1日

## ◎関東地域事業用自動車安全施策実施目標の設定及び推進

関東運輸局では「関東地域における事業用自動車交通事故削減目標」を達成するため、「平成23年度関東地域事業用自動車安全施策実施目標」を設定しております。目標のポイントは下記の通りです。

### ○安全体質の確立

- ・全社員が一丸となって、安全文化、安全風土を構築する。
- ・デジタル式運行記録計やドライブレコーダーを活用した運行管理の高度化を推進し、事故削減に向けた取り組みの徹底を図る。
- ・安全教育資材等を活用し、運転者への効果的な指導・教育を実施する。
- ・運転者に対し、自転車の行動特性を理解し、運転操作に十分注意するよう周知する。
- ・確実な点検整備の実施により、特に大型車の車輪脱落事故、車両火災等社会的影響の大きな事故の事故防止の徹底を図る。

### ○飲酒運転の根絶

- ・アルコール検知器を用いた確実な点呼を実施し、飲酒運転の根絶を図る。
- ・運転者はもとより、全社員に対して飲酒運転の防止を徹底する。

## ◎「車両火災発生等緊急時における統一对応マニュアル」

日本バス協会は、「車両火災発生等緊急時における統一マニュアル」を策定しております。

バス火災の実事例の詳細を会員間で共有するために、バス事業の火災事故が発生した場合は、事業者が運輸支局に提出する事故報告書の写しを日バス技術部あて送付するとともに、①出火場所(例:車両右側後部・エンジン付近)②運転者が異常を感知した状況(例:運行中サイドミラーで、車両右側後部から煙が出ているのを視認。)③乗客が脱出に要した時間(脱出を指示してから脱出完了までに要した時間。例:〇分)④火災が客室まで延焼した場合は、運転者が異常を感知してから延焼までの時間(例:〇〇分)⑤その他特記事項(避難誘導等に当たって、運転者が乗客に指示した事項及び反省点等があれば記載願います。)を追加記載する必要があります。

## ◎自動車NO<sub>x</sub>・PM法適合車ステッカー制度

国土交通省及び環境省は、排出ガス低減に関する一般消費者の関心と理解を深めるとともに、消費者の選択により排出ガスの低減性能の高い自動車の普及を促進することなどを主な目的として制定したものです。このステッカーの貼付は義務ではありませんが、申請により希望者のみに配布されます。貼付対象の車両は、自動車検査証の備考欄に「自動車使用車種規制（NO<sub>x</sub>・PM）適合」の記載があるバスです。ただし、既存の国土交通省低排出ガス認定車のステッカー（低PM、四つ星等）が貼付してあれば、本制度のステッカーとしてみなされますので重複貼付は不要です。

## ◎一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針

交替運転者の配置基準の指針は、当面、通達による対応です。1日の運転時間は2日間を平均して9時間以内という基準から、それを遵守するための目安として、運転者1人1乗務あたりの乗務距離の上限を、試行的に670キロメートルとするものです。高速道路運行を基準に、一般道、回送も含めますが、指針は、改善基準を守るための目安であり、平均的な運行パターンから限度を定めたものであり、670キロ以下でも改善基準告示に定める基準を超えるケースもあり改善基準について十分考慮しながら運行する必要があります。

## ◎事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底

平成23年10月7日、貸切バスが崖から転落する事故が発生し、当該バスの運転者が、事故の直前にも膜下出血を発症したため発生したため、下記について再徹底を図るよう国土交通省から通知されております。

### 記

- ① 点呼の際の健康状態の確認等適切な運行管理
- ② 労働安全衛生法に基づく健康診断の受診、異常時の医師の診察などの運転者指導
- ③ 国土交通省が策定した「健康管理に係るマニュアル」の活用、健康管理の重要性の理解等について、再徹底を図るよう宜しくお願いいたします。

※国土交通省ホームページから「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」が入手出来ます。

## ◎バス運転者等の睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査

居眠り運転や眠気に起因した漫然運転による事故の防止を図るためには、適切な運行管理により、過労防止を図るとともに、点呼等において、安全な運転が出来ない恐れがあるような疲労や睡眠不足状態がないかを常に注意する必要がある、居眠りに至る過度な眠気をきたす様々な病気があることが知られているところですが、これに起因した居眠り運転を防止する観点から、早期発見・早期治療の取り組みが求められています。当協会では、「睡眠時無呼吸症候群」のスクリーニング検査に関する助成制度を実施しております。

## ◎飲酒運転防止

バス事業の飲酒事案は、全国的にみれば散発しており、最近の例では、前日の深酒を原因とする事案も多く発生しており、点呼の未実施、不完全実施が発生しております。

健康状態の把握と共に、飲酒に関しても罰則が強化され、人命を預かるプロの運転者の飲酒運転は論外です。その根絶は公共交通に従事する者全員の責務であり、点呼の確実な実施により飲酒運転の絶滅をお願いいたします。

## ◎飲酒運転防止に関する旅客自動車運送事業運輸規則及び関係通達の一部改正

「旅客自動車運送事業運輸規則」の一部改正があり、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」等関係規定が下記の通り改正されました。

### 記

1. 公布日（平成22年4月28日）と同時に施行された事項
  - (1) 酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならない。（明確化）
  - (2) 運行管理者の補助者となることができる要件として、「運行管理者資格証の交付を受けている者」が追加される。（従来の通達事項から省令事項として明確化）
  - (3) 上記の補助者が、運行管理者の指示を仰がずに、又は指示に反して不適切な業務を行った場合には、その業務に該当する運行管理者資格証の返納が命ぜられる。
2. 平成23年5月1日から施行される事項（施行日は4月1日から変更）
  - (1) 営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持しなければならない。このため、アルコール検知器の故障の有無を日常的に確認すること。

(2) 点呼時には、酒気帯びの有無について、目視等で確認するほか、必ずアルコール検知器を用いて確認すること。また、遠隔地等のため電話点呼を行う場合であっても、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させること。

(3) 点呼簿に、アルコール検知器使用の有無及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存すること。

なお、電話点呼を行った場合においては、具体的な検知結果の確認方法についても記録すること。

### 3. 旅客自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示

呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とされた。

#### ◎不正軽油の撲滅

不正軽油とは、主に軽油に重油・灯油を不正に混ぜて、軽油と称して販売されているものであり、軽油引取税の脱法行為となるものであります。不正軽油は、大気汚染の原因となるとともに、公正な市場競争を阻害しています。当協会は不正軽油を撲滅する事を目的として、茨城県、及び関係機関等で構成する茨城県不正軽油撲滅対策協議会メンバーとして、意見交換、情報交換、広報等の活動を行っています。

#### ◎大阪府における流入車対策

大阪府は、条例により、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び浮遊粒子状物質（PM）の排出基準を満たさないバス等に対する大阪を発着地とする流入規制を21年1月から実施しております。これに伴い、排出基準を満たす自動車（車種規制適合車）に表示が義務付けられている適合車等標章（ステッカー）の交付を受けなければなりません。該当する車に貼付するステッカーを大阪府交通環境課まで交付請求して下さい。

#### ◎自動車運送事業における運輸安全マネジメント評価対象の拡大について

平成18年10月から導入された「運輸安全マネジメント制度」の評価対象が21年10月16日から安全管理規程等義務づけ事業者である200両以上保有のバス会社に、乗合バス100両以上・都市間を結ぶ高速バス及び高速ツアーバスの事業者・第一当事者の死亡事故を引き起こした事業者が加えられました。また、今般、車両規模等に応じた事業者向け安全マネジメントの手引きが、わかりやすく、具体的な取組例を入れて改訂されました。「手引き」を活用して安全性の向上に努めていただくようお願い致します。

◎自動車の運転に係る基本的な動作及び措置の再徹底について

関東運輸局管内では、個人タクシーが鉄道線路に転落する事故や、鉄道踏切内で走行不能となったダン  
プに電車が衝突した事故など、最近、社会的影響の大きい事故が多発しております。運転者として当然遵  
守しなければならない基本的な事項を徹底し、輸送の安全に万全を期されるようお願いいたします。